

# さくら市農業委員会総会議事録（令和4年3月定例総会）

1. 開催日時 令和4年3月25日（金）午後1時30分から午後2時42分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（18人）

会長	18番	齋藤 敏一
会長職務代理者	19番	石田 多美子
委員	2番	古澤 一郎
	3番	小林 功
	5番	伊藤 喜章
	6番	片岡 純雄
	7番	小菅 和彦
	8番	小林 薫
	9番	大谷 伸二
	10番	加藤 幸治
	11番	関 誠
	12番	千野根 友治
	13番	柴山 昇
	14番	石原 功江
	15番	石塚 良男
	16番	小林 義和
	17番	七久保 勉
	20番	手塚 智枝子

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号 非農地証明願について
	議案第2号 農地移動適正化あっせん申出について
	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第6号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見 について
	議案第7号 耕作放棄地の非農地通知書交付について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 野中 剛  
 係長 大山 昌良  
 主査 檜原 史郎  
 主事補 大野 まりか

7. 会議

事務局	野中	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は18名で、欠席はありませんので、定足数に達しており総会は成立いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	齋藤	<p>皆さんこんにちは。なんかずいぶん陽気もよくなって、それに伴って農作業も多くなって、なんとなく気ぜわしい、そんな日々だと思うんですが、そんな中、本日は大変ありがとうございます。</p> <p>たぶん、今日の総会の後のその他のところで事務局のほうから詳しい話はあると思うんですが、皆さんも新聞等で既にご存じとは思いますが、新年度に向けたさくら市の異動の中で野中事務局長が異動になりまして、また、檜原さんが退職ということになりました。ほんとに感謝と祝福の気持ちだけなんですけども、一つ心残りといえば、このコロナ禍の中で歓送迎会もできませんでしたし、また研修も行けなくて、別にそれがいいからといって農業委員会の業務自体に支障はないんですが、もっと深いところで交流しあえれば人生のもっと大きな宝になったのかなと、そんなふうに思います。残された期間、この体制でやるのは少ないんですが精一杯やりましょう。よろしくお願いします。</p> <p>それではただ今からさくら市農業委員会3月定例総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	野中	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、会議に先立ちまして、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会よりご報告をお願いいたしま</p>

		す。 それでは、まず最初に、第1調査会の委員長さんからお願いいたします。
2番	古澤	本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第1号が1件、第5号が2件、合計3件です。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	齋藤	ありがとうございます。続きまして、第2調査会の委員長さんお願いいたします。
7番	小菅	本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして議案第2号1件、議案第5号3件、計4件でございます。詳細につきましては担当委員より後ほど説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	齋藤	ありがとうございます。それでは続きまして、第3調査会の委員長さんお願いいたします。
17番	七久保	本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして議案第3号4件、議案第4号1件、議案第7号3件の合計8件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	齋藤	ありがとうございます。それでは最後に、第4調査会の委員長さんよりお願いいたします。
6番	片岡	本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして、議案第3号に1件、7号に2件、合計3件です。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	齋藤	ありがとうございます。それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。11番の関誠委員、12番の千野根友治委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

		<p>それでは、早速議事に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
8番	小林	<p>案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請地は、申請人の父の頃になります昭和44年の頃から50年以上経過しておりますが自宅、倉、庭、カーポートとして利用して現在に至っておりますが、50年が経過しておりますので特に問題はないと思われますので、皆さんご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)</p>

		<p>この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。今後、公社に一旦所有権が移りますが、その後、公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より指名をお願いいたします。</p>
7番	小菅	<p>あっせん委員といたしまして、私7番 小菅と20番 手塚智枝子委員で担当させていただきます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、議案第2号 番号1番のあっせん委員は、7番 小菅和彦委員、20番 手塚智枝子委員を指名いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>(議案第3号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いします。</p>
6番	片岡	<p>案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>説明は事務局の言った通りです。23日に推進委員、今日、調査会で見てきましたが問題ないということなので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入りたいと思います。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p>
17番	七久保	<p>かなりの面積の贈与なんですけど、親戚関係とか何かになっているんですか。</p>
6番	片岡	<p>譲渡人は譲受人の家から出たんですが、そこで出来なくなった</p>

		んでまた返すということです。
議長	齋藤	<p>その他何かございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【意見なし】</b></p>
議長	齋藤	<p>他にないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第3号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>(議案第3号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
17番	七久保	<p>案内図3-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>譲受人は申請地の隣接地で農業に積極的に取り組んでおります。3月20日の農地利用最適化推進委員との調査会、及び本日の調査会におきまして書類審査のうえ現地確認をいたしましたが無ら問題なしと判断いたします。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入りたいと思います。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p>

		議案第3号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第3号番号2番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第3号番号3番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
17番	七久保	案内図3-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 譲受人は〇〇で、詳細は事務局の説明のとおりです。3月20日の農地利用最適化推進委員との調査会、及び本日の調査会におきまして書類審査のうえ現地確認をいたしましたが無ら問題なしと判断いたします。皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入りたいと思います。質問意見等ございましたらお願いいたします。  <b>【異議なしの声あり】</b>
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第3号番号3番については、原案どおり承認されました。

		<p>続きまして、議案第3号番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>(議案第3号番号4番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
17番	七久保	<p>案内図3-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>譲受人は〇〇で、詳細は事務局の説明のとおりです。3月20日の農地利用最適化推進委員との調査会、及び本日の調査会におきまして書類審査のうえ現地確認をいたしましたが無ら問題なしと判断いたします。皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p>
7番	小菅	<p>確認なんですけど、案件2番、3番、4番でこちらの議案書のほうだと10アール当たりの単価がバラバラなんですけど、申請書を見るとすべて同じ金額で統一されているようなんですけど、これは面積が変わったからとかそういうことですか。</p>
事務局	大野	<p>許可申請書の額は、10アール当たりではなく総額になります。</p>
7番	小菅	<p>分かりました。</p>
議長	齋藤	<p>それでは他に何かございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【意見なし】</b></p>
議長	齋藤	<p>特にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。</p>



		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号4番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>(議案第3号番号5番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
9番	大谷	<p>案内図3-5をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>譲渡人〇〇他3名から譲受人△△への経営規模拡大の案件でございます。この反対側は△△の農地となっております。詳細については事務局の説明のとおりです。推進委員と21日に現地調査確認、また、本日の調査会におきまして書類審査及び現地調査をしてきたところですが、問題ないかと思っておりますので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入りたいと思います。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p>
		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号5番について、承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号5番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p>

		番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	<p>(議案第4号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農畜産物販売施設」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
9番	大谷	<p>案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本申請は株式会社〇〇が自己所有地を直売所として転用する案件でございます。申請者の株式会社〇〇は△△市に本社をおき、農産物の生産及び加工販売を主な事業とする法人であります。</p> <p>転用行為の必要性でありますけれども、法人の設立以来3年を経過しまして農産物の栽培、収穫は軌道にのり始めております。それらの販売先を確保したく直売所を設置するものであります。</p> <p>土地の選定理由としては、自己所有地であり、栽培を手掛けるハウスの南側に隣接しておりますので、作業動線が最小に抑えられ大幅なコスト削減が図られるということです。また、ハウス越しであるが直売所の利用客がハウス栽培を目の当たりすることもできて興味を抱いて購入をしていただくという形が目的とされております。</p> <p>土地の利用計画につきましては、申請地に直売所1棟、作業用パイプハウス1棟、簡易トイレ1棟、その他駐車スペース及び車両回転スペースとして利用したいと思っておりますということです。トイレは簡易トイレ、雑排水については浄化槽及び浸透槽を設置し敷地内処理、雨水については場内は砂利敷として中央部分に低い勾配をとるため敷地内自然浸透であり場外には流出はありませんということです。</p> <p>資金計画につきましては、合計2675万円、収入につきましては自己資金を利用するということであります。残高証明が付いております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策については、全体の周りが道路及び水路及び当社所有地なので問題ないかと思っております。雨水については先ほど言ったように自然浸透、雑排水についても敷地内処理。それらのことを計画しておりますということです。同じように2</p>

		1日に推進委員と現地調査及び本日、内容確認と合わせて現地調査をしてきまして問題ないかと思っておりますので、皆様のご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。
議長	齋藤	それでは質疑に入りたいと思ひます。質問意見等ございましたらお願ひいたします。  【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第4号番号1番について承認される方の挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第4号番号1番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番から番号2番の2件については、いずれの件も上阿久津台地土地区画整理事業地内における所有権移転のための転用案件でありますので一括審議とさせていただきます。 それでは、番号1番から番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第5号番号1番から番号2番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありまして、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願ひいたします。
3番	小林	この案件は上阿久津台地土地区画整理事業地内でございますので場所の説明は省略させていただきます。 この案件は譲渡人が建売分譲を目的として農地法第5条の規定による許可を受けた土地でございます。今回の案件は、譲渡人から建売住宅の購入を予定している譲受人への所有権移転のための

		<p>案件でございます。許可をすることは何ら問題ないと判断をいたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号番号1番から番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号1番から番号2番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第5号番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
14番	石原	<p>案内図5-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性としましては、譲受人は、現在、アパートで生活していますが、子供も成長して手狭になったので一戸建ての住宅を計画したのですが進入路の一部以外が農地であるため転用行為が必要となりました。</p> <p>土地の選定理由ですが、現在の通勤時間が短縮でき、また、小学校も近いので申請地はそれらの条件を満たしたので選定しました。</p> <p>土地造成としましては、敷地内盛土60センチします。北側、</p>

		<p>南側、西側は法面整備します。そして東側が道路になっております。取水はさくら市上水道から給水します。排水としまして敷地内に合併浄化槽及び敷地内処理槽を設置しまして地下浸透とします。</p> <p>周辺農地への被害防除対策としまして、北が畑になっていまして、南と西が田んぼです。東は道路になります。周辺は土砂流出防止をします。平屋建てなので日照・通風の影響はないかと思えます。午前中第2調査会で見てきましたけれども何ら問題はないと思えますので皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入りたいと思います。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第5号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第5号番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号4番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
8番	小林	<p>案内図5-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性ですけれども、譲受人の〇〇さんは現在、賃貸住宅に夫婦で生活しております。今後家族が増えること、また、</p>

住み慣れたさくら市に定住し、安定した生活を図りたいということでこの申請地に住宅建設の計画をいたしました。

土地の選定理由につきましては、蒲須坂駅また小学校に近く交通の便も良い地域というところを探していたところ、申請地は小学校が近く、今後子供ができた時に通学するのに非常に便利であるということ。蒲須坂駅及び国道4号線も近く利便性がいいということで計画している建物を建築し利用する上で面積が確保できるという条件が整っておりましたので最適と考え選定いたしました。

土地利用計画につきましては、居住の住宅地として80.32㎡を利用します。自家用車等の駐車場用地として2台分利用します。取水はさくら市上水道からの取水を計画しておりまして、排水は合併浄化槽処理後敷、地内処理装置によって処理を考えています。雨水処理につきましては敷地は砂利敷としますので自然浸透処理とします。出入口につきましては北側市道に隣接する土地を進入路として利用します。

資金計画につきましては、土地取得費240万円、造成費100万円、建築費3260万円、雑費500万円、合計4100万円、これは金融機関の融資にて対応いたします。

周辺農地への被害防除対策につきましては、申請地の東側が住宅、南側は申請人所有の農地また水路法面、北側は宅地、西側は畑であります。農地と面する場所については土留擁壁等を設置し土砂の流出を防止いたします。住宅建築位置等を考慮し転用に際しましては被害の無いように十分注意をして行うということです。

3月20日に地元の推進委員、また本日、第1調査会におきまして現地を見ましたが特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

齋藤

それでは質疑に入りたいと思います。質問意見等ございましたらお願いいたします。

**【異議なしの声あり】**

議長

齋藤

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第5号番号4番について承認される方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議長

齋藤

全員挙手ですので、議案第5号番号4番については、原案どおり承認されました。

続きまして、議案第5号番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局

檜原

(議案第5号番号5番について、朗読して説明する。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

以上です。

議長

齋藤

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

8番

小林

案内図5-5をご覧ください。(申請の場所を説明する。)

転用行為の必要性ですけれども、近年、異常気象が世界中で発生している状況の中、ソーラー発電あるいは風力発電等、再生可能エネルギーの活用が求められているという中で10年以上前からそういったものの研究開発をしている方のございまして、今回その研究を行って実用化を視野に入れた商品を開発を進めていくという、そういう中でこの実験装置等が必要であり、この土地が適地ということで計画をされたということです。

土地の選定理由につきましては、本格的な実証実験に向けまして設備機械等の準備を進めており、簡易的な実験は随時自宅の空きスペースで行っておりますが、今後長期的な実験場所が必要であることから県外大学関係者とも協議しましたが、コロナということもありましてなかなか遠隔地での実験準備ができなくなりましたので、ちょうど譲渡人の〇〇さんが譲受人△△さんの自宅に隣接している土地の持ち主が農地を手放したいという要望がありまして、この農地は出入り口が非常に狭くて10年以上無作地ということで放置されている土地のございまして、△△さんがちょうど手狭になっていたためこの土地を求めるとあって立地条件もいいということで今後の事業展開においても容易なことから選定したということのございます。

土地利用の計画ですけれども、当該地は平坦地であり造成工事も

容易なこと、また敷地は10cmの敷砂利のため雨水は問題なく浸透するというので問題はございません。周囲は土羽にしますので影響は無いよう造成工事をします。敷地内につきましては実験用タワーが幅3メートル、奥行き3メートル、高さ5メートルを境界線より14メートルほど離しソーラーパネル、トレーラーハウス2台、乗用車等3台を置くようになります。建築物の予定はありませんので周囲への影響の無いよう造成工事及び設備設置をいたします。

資金計画につきましては、土地の購入費が50万円、造成費が100万円、附帯工作物等が90万円、合計240万円で資金につきましてはすべて自己資金でございます。残高証明書もついております。

周辺農地への被害防除対策につきましては、当該地は敷砂利による予定で雨水も浸透しますし敷地境界線は土羽により周辺への影響の無いように考慮し造成工事をするということで土砂等の流出はありません。東側が水路及び畦畔、西側が自宅敷地、南側は農地ですが不作地となっている農地であります。北側は畦畔及び農地ですが盛土をして影響の無いようにいたします。

3月20日に地元の推進委員、また本日調査会において現地を調査いたしましたが無ら問題はないと思われまますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 齋藤 それでは質疑に入りたいと思います。質問意見等ございましたらお願いいたします。

【異議なしの声あり】

議長 齋藤 異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第5号番号5番について承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 齋藤 全員挙手ですので、議案第5号番号5番については、原案どおり承認されました。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。

8番 小林 議案第6号につきましては、当事者であるため退席いたしま



		す。
議長	齋藤	議案第6号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により当事者である8番「小林 薫 委員」の退席を許可します。
		<b>【8番 小林 薫 委員 退席】</b>
議長	齋藤	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	まず初めに、資料の訂正をお願いいたします。資料1ページ目裏側、整理番号□番について、資料では貸し手が〇〇さん・借り手が△△さんになっておりますが、正しくは貸し手が△△さん、借り手が〇〇さんとなります。申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。
		それでは、議案の説明をいたします。この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。令和3年度 第12号 公告予定年月日は令和4年3月31日です。
		計画の内容といたしましては、利用権設定が新規21件、再設定30件、農地中間管理権取得が1件、所有権移転が3件となっております。なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。
		以上です。
議長	齋藤	それでは質疑に入りたいと思います。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	齋藤	異議なしの声以外、ないようですので、採決に入りたいと思います。
		議案第6号について、承認される方の挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>

議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第6号については、原案どおり承認されました。</p> <p>8番「小林 薫 委員」の着席を求めます。</p> <p><b>【8番 小林 薫 委員 着席】</b></p>
議長	齋藤	<p>次に、議案第7号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第7号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者 七久保勉委員、現地確認日は令和3年9月10日です。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
9番	大谷	<p>申請地の左右もやはり荒れていまして、とても農地には無理かなということであります。21日に推進委員と、また本日、調査会にて現地調査をしてきましたけれども致し方ないかなというふうな、問題ないということにいたしましたので皆さんのご審議をよろしくお願いします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第7号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号1番については、原案通り承認されました。</p> <p>続きまして、議案第7号番号2番については取り下げになりました。</p>

		<p>続きまして、議案第7号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第7号番号3番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者 七久保勉委員、 現地確認日は令和3年8月10日です。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
17番	七久保	<p>手でかき分けても入れないような荒廃してまして農地への復元は困難と思われます。周囲の農地への影響も全くありません。周囲も山林とかこのように荒廃しております。3月20日の農地利用最適化推進委員との調査会、及び本日の調査会におきまして書類審査のうえ現地確認いたしました。非農地通知書の交付につきまして何ら問題なしと判断いたします。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第7号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号3番については、原案通り承認されました。</p> <p>続きまして、議案第7号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第7号番号4番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者 片岡純雄委員、 現地確認日は令和3年8月12日です。</p>

		以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
6 番	片岡	現地はすでに篠やぶになっておりまして農地への復元が困難であろうということで、23日と今日の調査会で見てきましたが問題ないだろうということなのでよろしくご審議のほどお願いします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
16 番	小林	申請書には2筆あるんですけど議案書には1筆しか載っていないと思うんですけど、これ数字がちょっと間違っているんじゃないかなと思うんですけど。
事務局	大山	1筆は取消となっております。二重線で消してあります。ご本人の訂正印もいただいて消してあります。
議長	齋藤	他にございましたら。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	齋藤	異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。議案第7号番号4番について承認される方の挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第7号番号4番については、原案通り承認されました。 続きまして、議案第7号番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局	大山	(議案第7号番号5番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者 加藤幸治委員、 現地確認日は令和3年8月23日です。 以上です。

議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
10番	加藤	この土地については、長年耕作放棄され現在は山林の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると考えます。なお、地目が農地以外の土地になった後においても隣接する農地に影響が無いよう敷地境界付近の草刈り、枝打ち等を行うなど適正に管理することを誓約されておられます。3月25日に地区推進委員、本日の調査会で書類審査及び現地調査を行いました但問題ないと判断しております。どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	齋藤	異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。議案第7号番号5番について承認される方の挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第7号番号5番については、原案通り承認されました。 続きまして、議案第7号番号6番について事務局の説明を求めます。
事務局	大山	(議案第7号番号6番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者 七久保勉委員、 現地確認日は令和3年9月9日です。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
9番	大谷	事務局の説明のとおり、今かなり大木もそのままになっております。何十年来とやられていないのかなというふうに思います。申請地の北側は崖になっていてかなり狭い土地ではありますが

どもずっと荒れております。21日に推進委員と、及び本日の調査会におきまして書類審査のうえ現地調査をしてきましたけれども問題ないと判断しております。皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 齋藤 それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。

【異議なしの声あり】

議長 齋藤 異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。議案第7号番号6番について承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

全員挙手ですので、議案第7号番号6番については、原案通り承認されました。

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号6番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号6番はお目通しを願ひます。

これで本日の議題はすべて終了いたしました。以上を持ちまして、さくら市農業委員会3月定例総会を閉会いたします。

(午後2時42分)